令和２年第７回今金町議会臨時会　第１号

令和２年１１月２７日（金）

○議事日程

１　会議録署名議員の指名について
２　会期の決定について
３　発議案第１号　今金町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について
４　議 案 第１号　今金町総合計画の議決に関する条例制定について
５　議 案 第２号　今金町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
６　議 案 第３号　今金町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
７　議 案 第４号　工事請負契約の締結について

○出席議員（１２名）

議長１２番	村瀬　廣君	副議長１１番	芳賀芳夫君
１番	川上絹子君	２番	向井孝一君
３番	山崎　仁君	４番	小川ひとみ君
５番	日置紳一君	６番	内ヶ島祐一君
７番	上村　忠君	８番	岸　徹也君
９番	徳田栄邦君	１０番	村上忠弘君

○欠席議員（０名）

○出席説明員

町長		外崎秀人君
副町長		中島光弘君
総務財政課長		森　朋彦君
兼選管書記長		
総務財政課長補佐		宮崎吉広君
公営施設課長		安達雄一君
公営施設課長補佐		小西康友君
公営施設課長補佐		由浅和正君
教育長		中山秀悦君

教育委員会事務局長 兼総合体育館館長 兼給食センター所長	住　吉　　淳　君
教育委員会事務局次長	早　坂　　靖　君
まちづくり推進課長	山　田　　薫　君
まちづくり推進課長補佐	鈴　木　正　之　君

○出席事務局職員

議会事務局長	伊　藤　靖　徳　君
議会事務局主事	五十嵐陽基　君

開議　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議長（村瀬　廣君）　おはようございます。

只今の出席議員は１２名で、定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和２年第７回今金町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（村瀬　廣君）　これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（村瀬　廣君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の署名議員には、小川君、日置君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（村瀬　廣君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の１日間といたしたいのでありますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、会期は本日の１日間と決定いたしました。

◎日程第３　　発議案第１号

○議長（村瀬　廣君）　発議案第１号を議題といたします。

「今金町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について」提出者の説明を求めます。岸君。

○８番（岸　徹也君）　発議案第１号「今金町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由を申し上げます。令和２年１０月７日付けの人事院勧告に基づく一時金（ボーナス）の支給月数が改定されることに伴い、議員の期末手当の支給月数０．０５ヶ月引き下げの改定を行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第３、発議案第１号についての採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、発議案第１号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第４　　議案第１号

○議長（村瀬　廣君）　日程第４、議案第１号を議題といたします。

「今金町総合計画の議決に関する条例制定について」理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　議案第１号「今金町総合計画の議決に関する条例制定について」提案理由を申し上げます。

地方自治法第９６条第２項の規定に基づき、今金町総合計画の議会の議決等に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。議案については、まちづくり推進課長が朗読説明をいたします。ご審議頂き議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長、山田君。

○まちづくり推進課長（山田　薫君）　まちづくり推進課からは条例制定に係る別冊資料の提出をしておりますので、そちらの方で説明をさせて頂きます。説明については、鈴木課長補佐がいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長補佐、鈴木君。

○まちづくり推進課長補佐（鈴木正之君）　（朗読説明、記載省略）

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。山崎君。

○３番（山崎　仁君）　総合計画の進捗、今後のスケジュールを改めて教えて頂きたいと思います。

○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長、山田君。

○まちづくり推進課長（山田　薫君）　年度早々、新型コロナウイルスの関係で審議を出来ませんでしたが、落ち着きましたので、月１回のペースで審議会を開催いたしました。１１月１７日に審議会から町長に答申がありましたので、この度１２月定例会に基本構想として提案する予定でございます。

○議長（村瀬　廣君）　山崎君。

○３番（山崎　仁君）　１１月に答申を頂いて、１２月に基本構想が審議をされるという事でありますけれども、この条例制定が、先ほどの提案理由で言うと、やはり基本条例で前回は議決をしているけれども、町としては、議会の議決を正式に求めるという事でありますけれども、なぜ今なのか。これはもっと前に出来るのではという気がします。しかも１２月定例会直前、構想案を提出する直前の臨時会でこの事を提出する。もっと９月、６月、３月あるわけですよ。議会の議決が必要とするのであれば、どうしてそこでならなかったのか。

○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長、山田君。
○まちづくり推進課長（山田　薫君）　私共も総合計画の策定に全力を注視していたところでございます。今回改めて、６月定例会、９月定例会に常任委員会で議会に議決を頂きたいという事で、お話をさせて頂きましたが、改めて法を解釈してみたところですね、中々、現行の法案では提出する根拠が無い事が分かりましたので、今回このような時期になりましたが、議案提出となっております。
○議長（村瀬　廣君）　山崎君。
○３番（山崎　仁君）　議案提出をする根拠が無いと言っているけれども、平成２３年に法改正をもって議会基本条例から削除をした。議決要件から削除をした。その時に町の独自の判断として、議決する事は出来ますよという事で発出をしているわけだ。それから約１０年近く経っている中で、この１２月定例会に提出をする直前の臨時会で審議をするのはどういう事なのか。根拠が無いから提出出来ないというのは、準備が不足しているのではと思う。当然今の話は国から発出された内容に沿って動いているわけですよ。当然これは以前に調整をする、いわゆる条例を制定するのは必要だと思う。もう一度これはどうですか。
○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長、山田君。
○まちづくり推進課長（山田　薫君）　私共も条例をきちんと見ていなかった。現行法案で議決を頂けるのではという勘違いもあったかと思います。今回改めて法を確認したところ、中々そういった根拠法令が無いという事で、直前の臨時会となりましたが、本来、山崎議員が言う通り、以前に条例提案をするべきだったと私共も謙虚に受け止めて、今後このような事の無いように、事務の方を進めて参りたいと思います。
○議長（村瀬　廣君）　山崎君。
○３番（山崎　仁君）　これは議会として、以前、基本条例で議決要件として追加をしていた。さっき言った話の繰り返しになりますけれども、１０年に１度の大切な町の構想、基本計画を作るものですよ。今、勘違いをしていたと言うけれども、これは勘違いと違うと思う。ここの所を精査して取り組んで頂きたいと思います。
　内容の所ですが、以前、議会が基本条例で議決要件に指定をしていた。今回、総合計画の策定にあたる条例という事で、これを根拠に基本構想案を議会に提出をしたいという事なんだけれども、ここに例えば２条で、総合計画位置づけと載っています。総合計画は町の最上位計画という事は、当然、皆さま理解をしているわけです。これが無ければ、法律を基に国等の補助事業を含めたものが難しくなるというのは理解をしているわけですよ。位置付けをする中で、後段、例えば、町が進める政策等は総合計画に根拠を置く事を疑問とする。ここについて内容はどういう事なのか説明を頂きたい。
○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長、山田君。
○まちづくり推進課長（山田　薫君）　根拠でございますが、総合計画というのは、構想上では、基本構想、基本計画、実施計画、財政計画、４つの計画で構成をされているものでして、政策については実施計画、財政計画、基本計画を基に提案をする。そ

れを基に総合的に総合計画という事で構成をされておりますので、それを全て網羅したものが根拠計画であると思っておりますので、個別に計画がある事は承知をしておりますが、各年度、各事業においては、その都度、個別計画の実施においては、条例や予算案を議会に提出する場面もございますので、その根拠として、総合計画の位置付けという事で、今回２条に定めさせて頂いております。

○議長（村瀬　廣君）　山崎君。

○３番（山崎　仁君）　総合計画の位置付けはさっき言った通りで、最上位計画であるのも分かるし、これを基本に政策計画が出てくるというのも理解をしているわけですよ。ただこれから１０年間の構想を作りました。社会情勢の極端な変化。例えば、人口が加速的に減っただとか、財政状況がどうなったかという時に、この総合計画の後期計画に至ってから、構想と合わない社会情勢になってきた。こういう場合にどうするんだという事になった時に、町の政策は総合計画を基にという事が、逆に縛りにならないかという気がします。位置付けという事では、私は最上位計画という位置付けで良いという気がしますが、この後段が必要だという事であれば、もう一度その理由を。それから、私が言った事は危惧されるか、されないのか、それも含めてお願いします。

○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長、山田君。

○まちづくり推進課長（山田　薫君）　基本構想は１０年の構想でして、前期計画が５年、後期計画が５年、山崎議員がおっしゃる社会情勢、経済情勢に伴い見直しがありますので、そちらで網羅が出来る時は、その時々で変更をする事が出来るという事で考えております。また基本構想自体が変更を要する場合は、審議委員会を組織いたしまして、総合計画の見直しの策定をしていく事になるかと考えております。

○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。向井君。

○２番（向井孝一君）　この議案を出されたというのは、この何日も無い中でのという事では疑念を持ちます。しかし議会対応として平成２７年の５次の総合計画までは、議員もその審議の中に入っていました。ところが一方的に抜けてしまったという事で、私個人としては反対でしたが、そういう流れで基本条例として議会は提案を出来る事になっておりましたが、その時は１つもしていなかった。他の市町村の条例をホームページから引っ張り出して見てみた。しっかり未来の町の行政については、基本的に議員も同じ分野に入って議論をすると。残念ながら今金町はそれを成されていない。私個人としては残念なところもありますけれども、我々もそれに対する勉強不足の面もありますけれども、この総合計画に今、理事者側が、議決行為というのは先ほど同僚議員も言われました通り、これが無くても議決をする事は可能だと思いますけれども、再度その辺の流れについて答弁を頂きたいと思います。

○議長（村瀬　廣君）　まちづくり推進課長、山田君。

○まちづくり推進課長（山田　薫君）　先ほども山崎議員のご質問にお答えをいたしましたけれども、私共も法の解釈をですね、今の法で提案を出来るだろうという事で、この間進めて参りましたけれども、改めて確認をしたところですね、単行条例を提案

して議決行為としなければならないという旨を調査して分かりましたので、今回改めて、この時期というご指摘もございましたが、今回提案をさせて頂いているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　今回の条例の提案要旨でありますけれども、ご指摘を頂いたように、手続き的な部分に関して遅いという事に関しては、真摯に受け止めなければいけないと思います。経過の方を踏まえまして、もう１つ私の方から考え方として積極的な姿勢を持っていかなければいけないという認識でありました。今金町の基本条例で様々な議案を審議して、議決をしていこうという事で、幾つかの計画がありました。その計画の時に様々な議論をさせて頂いて、一定程度を絞り込んだ中での重要計画について、議会の議決事項として認知して頂いた議会の基本条例があったわけですけれども、法的な計画から自治体計画という事で、それぞれの町で策定をして下さいと。これは何かと言いますと、単なる総合計画ではなくて、地域自治体の総合という言葉ではない様々な思いを持った上位計画があります。総合計画という事では位置付け出来ない様々な案件・要件があるわけであります。加えて重要なのは年数についても、今、質問がありましたように５年が良いのか１０年が良いのかという議論など様々な取り扱いがあります。それぞれの自治会できちっと定めて下さいという事が国としての方向性で示されてきたわけであります。それに基づいて議会も今金町も基本条例の改正をしたという認識を持っておりますけれども、その中にありながらも、先ほど説明があったように今金町議会の基本条例におきましても、議決要件を追加する事が出来るという言葉があったわけであります。これは私、甘く考えておりまして、これまで議会も様々な計画や策定に関わって頂いたと。加えて向井議員もおっしゃっておりましたが、第５次までは議会の代表者も審議会に参加を頂いて、ご審議を頂いた経過もある。それくらい今金町で重要な要素であり、目指す姿であると。そう考えた場合に、この間本来でありますと丁寧な手続きを考えた場合に、私的には総合計画を策定いたしますという事と、策定について議会に提出をして議決頂きますという２つのスタイルと言いますか、着手するためのお願いの条例と策定をして議会に議決を頂いくというのが望ましいのかなという認識を持っておりました。しかしこの総合計画の時期を考えて、第６次の総合計画を策定したいという事で、ご審議を頂いて、都度構成だとか中間計画をお話させて頂いた経過がありますが、そもそも反省ですが、その辺から考えていく必要があったのかなと。少し私的には議会に対する提案が弱かったのは、議会としても議員としてもこの町の姿を考えた時には、ある一定程度の目安を持った指針で意見なり提案なりが望ましいとするならば、従来のように総合計画の重要性というのは、十分理解や承知をされているだろうと。そう考えた場合に議会としても追加事案として取り組んで頂けるのかなという認識を持っておりました。その事が私の気持ちの甘さがあったのかなと反省をしておりますが、この時期の提案になりますが、やはり私から議会の方に議決案件として提出をして共有をする中で、総合計画の基本構想をもたなければいけないという事から時期が遅くなったわけですけれど

も、このような形で提出をさせて頂いたと。後先になりますと大変な状況になるわけですので、加えて総合計画を作って頂いた中で、この時期に総合計画の答申を受けた中で、庁内でも再検討した中で議会に提出をしたいという思いを持っているわけですけれども、やはり生かせるものは新年度から生かすとすれば、１２月で議決を頂きながら新年度に反映をさせるという事が重要ではと。本来でありますと、もう１つの手法は時期を空けて条例を出させて頂いて、３月に正式に議会提案をして議決するという手法もありますが、せっかく今まで様々な案件要件を踏まえて、検討や審議をして整理したものを速やかに実行出来るものは実行をして頂きたいというのが、行政にとって重要な部分ではないかと。そういう事から手続き的な部分に関しては、性急な手続きになりますけれども、内容をご理解頂きながら審議して頂き、議決賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　日置君。

○５番（日置紳一君）　議会の議決を得たいという事で条例を出す。これについては良いと私は思っておりますけれども、先ほど山崎さんがおっしゃっておりましたが、第２条にある、町が将来目指す姿、町が進める政策の根拠を基本計画に置くとされている。基本だから良いと思いますけれども、今後１０年間で新しい町長が誕生する時に、新しい政策をする時の縛りになる気が私はします。だから先ほど言ったように計画と位置付けるだけで、後ろの部分は無くても良い気がしますがどうですか。

○議長（村瀬　廣君）　町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　先ほど課長も申しましたように、あくまで条例は条例で、それが全て期間中、永遠に拘束されるかと言えばそうではありません。時の執行者が変われば、時の執行者が状況を踏まえて、議員がおっしゃったように様々な状況変化があれば、基本計画や実施計画で変えられるものがあれば、その都度変えますけれども、根本的に町の姿を変えなければいけないとなれば、基本構想を私は変えていかなければいけないと思っております。ですから先ほど申しましたように１０年が良いのか５年が良いのかという話であります。ちなみに去年から私も全道の役員をやっておりますけれども、強靭化計画を去年から発信しており、３年では困りますという事で、与党の幹事長を含めてお願いをしておりますのは、今金町で物を作る場合に基本計画では１年掛りますよと。実施計画で１年掛ります。強靭化の予算が取れないんです。せめて５年にして下さいという事を去年から訴えておりました。私が関わる道路の組織の関係は、この前全国大会をやりましたけれども、色々な方からも５年でいくという方向性をされておりますけれども、それでも短いという議論もありますけれども、ある程度の期間の設定は重要ではないかと思います。その事で内容を含めて全て期間が拘束され様々な事情があるのであれば、時のお互いの議会を含めて審議をして、期間を延ばすなり狭めるなりして、あるいは特殊なものについては様々なものがありますけれども、議運でも申しましたけれども、こういう根拠の計画を持たなければいけないという事があります。加えてそれ以上に大事なのは個別計画。何々の建物を建てるための個別な計画を持たなければならない。その根拠は何ですかと必ず言われるわけ

ですよ。ですから毎度毎度小さな事業でありますけれども、過疎計画の変更を毎度議会にお願いをしているわけですけれども、あれに記載をされなければ起債など一切付かないわけでございます。総合計画というあくまで大きな構想ですから。構想よりも具体的な計画が必要だという事になってきております。１つの個別計画では済みません。体育館を作るのであれば、そのための個別計画。今金で言うと公営施設課で所管するところの道路だとか住宅の個別計画。その根拠は何ですかという事で必ず問い合わせやヒアリングをします。構想については大きく、細かくは書けませんので、大きく膨らませてこういう町にしたいというのが構想です。基本計画をここに固めてしまうと毎度毎度変えなければいけないんですよ。目先の事業しか出来なくなります。そこまでは拘束をされたくはないので、これはやはり議会と理事者との約束事でありますけれども、そこまで今決めても３年後、５年後、１０年後はあれでしょという事で、状況変化を読んで、まずは思いを受けさせて頂いて、それについては条例化させて頂きたいというのが基本であります。今、質問にもあったように、時々変えなくてはいけないという事はご理解を頂きたいと思います。

○議長（村瀬　廣君）　他にありますか。徳田君。

○９番（徳田栄邦君）　お願いがあります。議会運営委員会を開きたいので、暫時休憩をお願いします。

○議長（村瀬　廣君）　暫時休憩いたします。

休憩　１０：３４
再開　１０：５４

○議長（村瀬　廣君）　休憩を打ち切り開議いたします。向井君。

○２番（向井孝一君）　先ほどの私の発言で誤解を招いた点があります。当時、私個人的には反対であったという事については削除をお願いします。

○議長（村瀬　廣君）　他に質疑ありますか。

質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第４、議案第１号についての採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、議案第１号は原案のとおり可決いたしました。１１時１０分まで休憩いたします。

休憩１０：５５
開議１１：１０

○議長（村瀬　廣君）　休憩を打ち切り、開議いたします。

◎日程第５　　議案第２号

○議長（村瀬　廣君）　日程第５、議案第２号を議題といたします。

「今金町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」理事者の説明を求めます。副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　議案第２号「今金町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由を申し上げます。令和２年人事院勧告に基づく一時金（ボーナス）の支給月数が改定されることに伴い所要の改定を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。議案については、総務財政課長が朗読説明をいたします。ご審議頂き、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森朋彦君）　（朗読説明、記載省略）

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第５、議案第２号についての採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）ご異議がないので、議案第２号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第６　　議案第３号

○議長（村瀬　廣君）　日程第６、議案第３号を議題といたします。

「今金町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定ついて」理事者の説明を求めます。副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　「今金町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」提案理由を申し上げます。令和２年人事院勧告に基づく一時金（ボーナス）の支給月数が改定されることに伴い所要の改定を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。議案については、総務財政課長が朗読説明をいたします。ご審議頂き、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森朋彦君）　（朗読説明、記載省略）

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑を終わります。
質疑を打ち切り、討論を行います。
討論を終わります。
討論を打ち切り、日程第６、議案第３号についての採決を行います。
本案は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）ご異議がないので、議案第３号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第７　　議案第４号

○議長（村瀬　廣君）　日程第７、議案第４号を議題といたします。
「工事請負契約の締結について」理事者の説明を求めます。副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　「工事請負契約の締結について」について提案理由を申し上げます。令和２年１１月２４日に見積合わせした、総合体育館空調設備改修工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものです。議案については、総務財政課長が朗読説明をいたします。ご審議頂き、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森朋彦君）　（朗読説明、記載省略）

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑を終わります。
質疑を打ち切り、討論を行います。
討論を終わります。
討論を打ち切り、日程第７、議案第４号についての採決を行います。
本案は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）ご異議がないので、議案第４号は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（村瀬　廣君）　以上をもって、日程の全部を議了いたしました。
これをもって、令和２年第７回今金町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

閉会　１１時１９分